

第 14 期福祉のまちづくり推進協議会第 2 回専門部会の主な意見概要

令和 5 年 5 月 19 日開催

(※印：会議終了後にご提出いただいた御意見)

資料 2 福祉のまちづくりの推進に向けた社会的な背景・状況 について

- ・この資料を意見具申に載せる上では、分かりやすくするために「2015 年から 2040 年までの高齢者人口と後期高齢者人口の増加率」について、注記を付けた方が良い。
- ・統計上の人口推移から、現役世代が高齢者を支える状況は破綻に向かっている。健康な高齢者が力を合わせて他の高齢者を支え合える環境（集う拠点など）創りに変換が求められていると思う。

資料 3 次期「福祉のまちづくり推進計画」の策定に向けた基礎資料 について

- ・都民の意識調査は、グループごとにどのように違うかが見えたところは大きかったと思う。ただ、調査対象者の抽出方法を書くと分かりやすいと感じた。
- ・意識調査に関して、「心のバリアフリー」等に関するシーンが、例えば目の前に荷物を持った高齢者がいる時に譲るのが心のバリアフリーだ、といミスリードをしていると思う。本来の心のバリアフリーは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、人権や尊厳を大切にするために心のバリアフリーというのが重要だと言っている。お店の前の段差で車椅子の人が困っていた場面で、ミスリードの延長からすると、かついで手伝ってあげましょうということになってしまう。だが本来は、ここに段差があって車椅子の人だけ入れないのはおかしい、ということを考えるもの。そして本来の心のバリアフリーのあるべき必要性として東京都の定義も、人権や尊厳を大切にしようということは一言も書かれていないので、そのことが市民に伝わらない限り、このような調査項目のアンケートでは害のほうが大きいのではないかと私は思う。
- ・調査の母集団の性質について説明がないと、議論が別の方向にいつてしまうのではないかと。例えば、インターネットのモニターは初めからこの分野に興味がある方である一方で、基礎調査はランダムであるという違いがある。
- ・22 ページで手助けがほしかったことについて、乗り物などで席を譲ってほしかったというのが一番多いという結果になっているが、結果的に助けていただけたか、調査結果で分かっているのか。また、ハード的に改善していかなければいけないということも読み取れると思う。
- ・ソフト面・ハード面、両面からの取組が本当に必要だということを感じた。福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要がある取組や、日常よく出かけるところに着くまでのバリアとして、公共交通機関、道路の整備が挙げられており、迅速に取り組むべき課題だと改めて感じた。
- ・困っている人を見かけたときに何もしなかった理由として、「手助けをしていいものかわからなかった」という割合が 46.2%で、割合として増加している。その後の設問で、外出時に必要とした手助けの内容が具体的にあるが、これらを情報提供することで、どうしていいかわからないと

いう人が一歩踏み出すことができるのでは。こうした情報発信が、スムーズな社会の形成につながっていくのではと感じた。

- ・必要な手助けの内容について、手助けを必要とした人が周りにどう発信したのかということがとても重要だと思っている。先日、スウェーデンの状況を聞く機会があったが、譲ってほしい人は譲ってもらえませんかと伝え、相手は譲るなり、あるいは座り続けたいのと断るという、コミュニケーションを取っているようだ。日本人はこのようなコミュニケーションをしない傾向にある。それで不満だけ持っているのは、やはりちょっとおかしいのではないかと思う。言えないということも分かるが、それを言わないと何も始まらない。
- ・車椅子使用者等の駐車場の設置も重要だが、車椅子使用者がなぜ広いスペースが必要なのかを理解してもらうことも大切であり、それを理解していただけるような対策が必要だと感じる。車椅子使用者やベビーカーの専用エレベーターもでき始めたが、移動がエレベーターでなければならない理由の理解が深まることから、離れている気がする。
- ・「母数が幾つで、いくつ改善（何%改良した）」など数値が具体的に議論できる基礎資料が広く提供される事が重要だと思う。重点分野を掲げる中で、基礎データを全庁的に集めるという方向性が望ましい。この点、福祉保健局単独では難しいため、「東京データプラットフォーム」事業との連動が重要だと思う。
- ・統計について、都営住宅のバリアフリー状況（エレベーターの有無・内部設備や通路幅状況等）について、改修を含め知りたい。

資料4 「福祉のまちづくり推進計画策定の基本的考え方」意見具申に向けたポイント について

- ・今回検討する推進計画に向けた意見具申は、これまでの推進計画を見ながら検討する必要があると考えている。現行の推進計画と、資料4で挙げられている検討課題や施策体系の項目が継承されているのか、新たに追加された課題に対してどう検討するのかなどについての対応づけが示されると検討しやすくなると思う。
- ・施策の体系（案）について、1の公共交通や道路、2の施設や環境の整備は、権利条約前のひと時代前の方向。権利条約ではハードをこれだけ整備しましょうということではなく、ハードが不十分なところは合理的配慮でカバーし使えるようにしましょうということを行っている。本当に使えるための保障、合理的配慮や人的サポートもセットで考える必要がある。だから、ハードの整備をし、具体的に使える環境をどう実現するかについての方向性を出す必要があるのではないか。
- ・合理的配慮は、相手のニーズを知ること、コミュニケーションがスタートになる。電車の乗客間の関係性は合理的配慮とは言わないが、どちらもコミュニケーションが必要。だから、ニーズがある人はそれを伝え、対応する人はできることとできないことを答えていくという空気をつくらないことには、ハードをいくら整備しても不満は残ると思う。
- ・権利条約で、まちづくりは権利だということを位置づけてもらいたい。

- ・本来の情報バリアフリーは、技術革新への対応が難しい人にも必要な情報が伝わることではないか。
- ・防災について、福祉のまちづくり協議会での限界もあるが、例えば個別支援計画を作ることも含めた総合的な対策を東京都は作る必要があるという意見を、ぜひ記載していただきたい。
- ・駅は複雑で危険が多い施設のため、改札口に構内案内図（ホームドア有無＋ピクトグラム表示＋音声ガイド＋点字案内＋誘導ブロックのルート表記＋乗り換えルート等を表記）を鉄道会社と協議して設置を望む。

資料6 令和5年度福祉のまちづくり関係事業について について

- ・当事者参画によるバリアフリー整備に係るハンドブックについて、東京都下の区市町村で実施されているバリアフリー基本構想の策定などでの当事者参加での建物点検やまち点検などを、好事例として手法等をまとめるだけでなく、そこで出された様々な意見を集約した意見集のようなものをつくり、共有するということが非常に重要なポイントになってくると思う。そのため、そのような視点を持ちながら、ハンドブック作成を進めてもらえば良いと思う。
- ・本年度の事業においてハンドブックや YouTube 等のメディア発信を深め、関心の高くない都民に対するメッセージ強化としては賛同する。他方、互いのコミュニケーションの困難ややりづらさを一定理解し、仲介する「コミュニケーター」の育成も重要だと感じた。
- ・多様な人々との交流こそが心のバリアフリーを広める重要な事項だと思う。広い歩道やマンションの公開空地にベンチや水飲み場を設け気軽に交流が持てる空間を創り、昔の路地裏のような設えを設けると良いのではないか。